

2008年5月15日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 前田 晃伸
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
コード番号 8411 (東証第一部、大証第一部)

定款等一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、平成20年6月26日開催予定の第6期定時株主総会に「定款等一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款等一部変更の件

平成21年1月に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が施行され、いわゆる株券電子化が実施されることにより、上場株式がすべて振替株式に変更される予定ですが、端株は振替株式にならず、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができないため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)第88条の規定に基づく「端数等無償割当て」を行うことにより端株制度を廃止するとともに、単元株式制度に移行すべく、整備法第88条第5項に基づき、次のとおり、定款の一部変更並びに発行済の第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の要項の一部変更を行うものであります。

また、併せて電子公告制度の採用及び株券電子化に備えた所要の変更を行うものであります。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、単元株式制度への移行に合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、会社法第195条に基づき、「端数等無償割当ての件」の議案及び本議案の承認可決を条件とし、かつ決済合理化法の施行日の前日を効力発生日として単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款の変更を決議いたしました。したがって、整備法第88条第5項第1号の適用により1,000株となっている定款変更案第9条の単元株式数は、決済合理化法の施行日の前日をもって、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき100株となる予定であります。

端株制度の廃止及び投資単位の引き下げにつきましては、本日、別途公表しております。

[定款変更案]

- (1) 整備法第88条第5項第2号に基づき、端数等無償割当ての効力発生日における当社の発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数を、それぞれその日の前日の発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数に下記(2)の単元株式数を乗じて得た数に変更するものであります。これに先立ち、平成19年5月28日付で子会社保有の当社普通株式のすべてを取得及び消却したこと、平成19年8月16日から平成19年9月6日までの期間に当社普通株式の一部を取得し平成19年9月28日付で消却したことに伴い、当該株式の数を現行定款第6条の当社の発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数(普通株式)から減ずるものであります。(定款変更案第6条、同附則第1条第2項及び第3項)

- (2) 整備法第 88 条第 5 項第 1 号に基づき、当社の全部の種類株式それぞれについて、1,000 株を単元株式数とする旨の変更、及び単元未満株式についての権利等の規定の新設、並びにこれらに伴う所要の変更を行うものであります。(定款変更案第 9 条、同第 10 条、同第 11 条、同第 14 条の単元未満株式に関する部分)
- (3) 端株制度の廃止に伴い、端株に関する規定を削除するものであります。(現行定款第 9 条、同第 11 条第 4 項、同第 12 条から第 15 条まで及び同第 52 条から第 53 条までの端株に関する部分)
- (4) 整備法第 88 条第 5 項第 3 号に基づき、優先株式の内容として剰余金の配当、残余財産の分配その他の権利利益につき一定の金額又は数量をもって定められている事項について、上記(2)の単元株式数で除して得た金額又は数量に変更するものであります。(定款変更案第 15 条及び第 17 条の金額に関する部分、同第 22 条)
- (5) 上記のほか、電子公告制度の採用に伴う公告方法の変更(定款変更案第 5 条)、及び株券電子化に備えた所要の変更(定款変更案第 12 条、同第 14 条の株券に関する部分)を行うとともに、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (6) 定款変更案附則は、上記の変更に係る効力発生日等について定めるものであります。

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案																
<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>29,266,700株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p> <table data-bbox="159 1400 638 1568"> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>24,868,200株</u></td> </tr> <tr> <td>第十一種の優先株式</td> <td><u>1,398,500株</u></td> </tr> <tr> <td>第十二種の優先株式</td> <td><u>1,500,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第十三種の優先株式</td> <td><u>1,500,000株</u></td> </tr> </table> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する</p> <p>(端株の買増し)</p> <p>第 9 条 <u>端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて 1 株となるべき端株を売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	普通株式	<u>24,868,200株</u>	第十一種の優先株式	<u>1,398,500株</u>	第十二種の優先株式	<u>1,500,000株</u>	第十三種の優先株式	<u>1,500,000株</u>	<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>28,790,759,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p> <table data-bbox="893 1400 1452 1568"> <tr> <td>普通株式</td> <td><u>24,392,259,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第十一種の優先株式</td> <td><u>1,398,500,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第十二種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第十三種の優先株式</td> <td><u>1,500,000,000株</u></td> </tr> </table> <p>(現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 9 条 <u>当社の単元株式数は、普通株式および各種優先株式のそれぞれにつき 1,000 株とする。</u></p>	普通株式	<u>24,392,259,000株</u>	第十一種の優先株式	<u>1,398,500,000株</u>	第十二種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>	第十三種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>
普通株式	<u>24,868,200株</u>																
第十一種の優先株式	<u>1,398,500株</u>																
第十二種の優先株式	<u>1,500,000株</u>																
第十三種の優先株式	<u>1,500,000株</u>																
普通株式	<u>24,392,259,000株</u>																
第十一種の優先株式	<u>1,398,500,000株</u>																
第十二種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>																
第十三種の優先株式	<u>1,500,000,000株</u>																

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人等)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>④ 当社は、端株につき名義書換代理人を置き、前二項に準じて取り扱う。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類、株主名簿および端株原簿の記載または記録、<u>端株</u>の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、第52条に定める剰余金の配当につい</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利(ただし、1単元の株式の権利としても行使することができないものを除く。)以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 当社の株主名簿の記載または記録、<u>単元未満株式</u>の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第15条 当社は、第54条に定める剰余金の配当につい</p>

現行定款	変更案
<p>ては、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>、普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）または普通株式の端株主に</u>先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>ては、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に</u>先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>
<p>第十一種の優先株式</p>	<p>第十一種の優先株式</p>
<p>1 株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1 株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第十二種の優先株式</p>	<p>第十二種の優先株式</p>
<p>1 株につき年50,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1 株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>第十三種の優先株式</p>	<p>第十三種の優先株式</p>
<p>1 株につき年100,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>	<p>1 株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p>
<p>② ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>	<p>② (現行のとおり)</p>
<p>③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p>	<p>③ (現行のとおり)</p>
<p>(優先中間配当金)</p>	<p>(優先中間配当金)</p>
<p>第14条 当社は、第53条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者<u>または普通株式の端株主に</u>先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。</p>	<p>第16条 当社は、第55条に定める中間配当については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主<u>または普通登録株式質権者に</u>先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（本定款において「優先中間配当金」という。）を行う。</p>
<p>(残余財産の分配)</p>	<p>(残余財産の分配)</p>
<p>第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者<u>または普通株式の端株主に</u>先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>	<p>第17条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主<u>または普通登録株式質権者に</u>先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p>
<p>第十一種から第十三種までの優先株式</p>	<p>第十一種から第十三種までの優先株式</p>
<p>1 株につき100万円</p>	<p>1 株につき1,000円</p>
<p>② 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>	<p>② (現行のとおり)</p>
<p>第16条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第21条 (現行のとおり)</p>
<p>(優先株式の一斉取得)</p>	<p>(優先株式の一斉取得)</p>
<p>第20条 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種および第十二種の優先株式を、同期間の末日</p>	<p>第22条 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種および第十二種の優先株式を、同期間の末日</p>

現行定款	変更案
<p>の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式 1 株の払込金相当額を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>十円</u>の位まで算出し、その<u>十円</u>の位を四捨五入する。</p>	<p>の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式 1 株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式 1 株の払込金相当額（ただし、<u>第十一回第十一種優先株式については、1,000 円とする。以下同じ。</u>）を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>一銭</u>の位まで算出し、その<u>一銭</u>の位を四捨五入する。</p>
<p>② 前項の普通株式の数は、第十一種および第十二種の優先株式 1 株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>③ 前二項の普通株式の数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定によりこれを取り扱う。</p>	<p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p>
<p>第21条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第30条 (現行のとおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第29条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第 324 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>③ 第23条から第25条まで、第27条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第31条 (現行のとおり)</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ 第25条から第27条まで、第29条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p>
<p>第30条～第51条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第53条 (現行のとおり)</p>
<p>(定時株主総会決議による剰余金の配当)</p> <p>第52条 定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された<u>端株主</u>に対し行う。</p>	<p>(定時株主総会決議による剰余金の配当)</p> <p>第54条 定時株主総会の決議による剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第53条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された<u>端株主</u>に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第55条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。</p>

現行定款	変更案								
<p>(配当金の除斥期間) 第54条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第56条 (現行のとおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第6条、第9条から第11条まで、第13条から第17条まで(ただし、第14条については端株原簿、端株および単元未満株式に関する変更部分に限る。)、第22条、第31条、第54条および第55条に関する定款の変更、変更前の定款第9条の削除ならびにこれらの変更に伴う条数の変更は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)の施行日の前日に効力を生ずる。</p> <p>②変更前の定款第6条の規定については、前項の効力発生日までの間、次のとおり変更し、適用する。</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p><u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は、28,790,759株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</p> <table data-bbox="965 1126 1444 1279"> <tr> <td>普通株式</td> <td>24,392,259株</td> </tr> <tr> <td>第十一種の優先株式</td> <td>1,398,500株</td> </tr> <tr> <td>第十二種の優先株式</td> <td>1,500,000株</td> </tr> <tr> <td>第十三種の優先株式</td> <td>1,500,000株</td> </tr> </table> <p>③ 第1項に定める効力発生日までに、前項記載の第6条ただし書きに定める株式の消却があった場合には、これに相当する株式の数の1,000倍の数を定款第6条(第1項に定める効力発生日に効力を生ずる定款第6条をいう。)に定める発行可能株式総数および該当する発行可能種類株式総数から減ずるものとする。</p> <p>④ 定款第12条および第14条(ただし、第14条については株券に関する変更部分に限る。)の変更は、決済合理化法の施行日に効力を生ずる。</p> <p>⑤ 定款第5条および本条第2項の変更は、第6期定時株主総会における定款変更議案の承認可決の時に効力を生ずる。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第2条</u> 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされるため、定款第7条の定めは、同法の施行後、廃止される。</p>	普通株式	24,392,259株	第十一種の優先株式	1,398,500株	第十二種の優先株式	1,500,000株	第十三種の優先株式	1,500,000株
普通株式	24,392,259株								
第十一種の優先株式	1,398,500株								
第十二種の優先株式	1,500,000株								
第十三種の優先株式	1,500,000株								

現行定款	変更案
(新設)	(その他) <u>第3条</u> 本附則は、決済合理化法の施行日経過後、これを削除する。

[第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の要項変更案]

- (1) 整備法第88条第5項第3号に基づき、優先株式の内容として剰余金の配当、残余財産の分配その他の権利利益につき一定の金額又は数量をもって定められている事項について、上記定款変更理由(2)に記載の単元株式数で除して得た金額又は数量に変更するものであります。
(第十一回第十一種優先株式の要項変更案のうち、「優先配当金」、「残余財産の分配」、「取得請求権」及び「一斉取得」に関する規定、第十三回第十三種優先株式の要項変更案のうち、「優先配当金」、「残余財産の分配」及び「取得条項」に関する規定)
- (2) 端株制度の廃止に伴い、端株に関する規定を削除するとともに所要の変更を行うものであります。(第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の現行要項のうち端株に関する部分)
- (3) 上記のほか、株券電子化に備えた所要の変更を行う(第十一回第十一種優先株式の要項変更案の「取得請求権(ハ)取得請求の効力の発生」に関する規定)とともに、本議案の定款変更に伴う定款の引用条文の条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (4) 第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の要項変更案の各附則は、上記の変更に係る効力発生日等について定めるものであります。

なお、第十一回第十一種優先株式及び第十三回第十三種優先株式の要項は、当該優先株式の発行に際して取締役会の決議により定められた内容ですが、一旦発行された後は、実質的に当社の定款の内容を構成するものと考えられますので、定款変更手続に準じて変更するものであります。

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行要項	変更案
第十一回第十一種優先株式	
(10) 優先配当金 (イ) 第十一回第十一種優先配当金 会社は、定款第52条に定める剰余金の配当を行うときは、第十一回第十一種優先株式を有する株主(以下「第十一回第十一種優先株主」という。)または第十一回第十一種優先株式の登録株式質権者(以下「第十一回第十一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、 <u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u> または普通株式の端株主に先立ち、第十一回第十一種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「第十一回第十一種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ハ)に定める第十一回第十一種優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。	(10) 優先配当金 (イ) 第十一回第十一種優先配当金 会社は、定款第54条に定める剰余金の配当を行うときは、第十一回第十一種優先株式を有する株主(以下「第十一回第十一種優先株主」という。)または第十一回第十一種優先株式の登録株式質権者(以下「第十一回第十一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。) <u>または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u> に先立ち、第十一回第十一種優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「第十一回第十一種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記(ハ)に定める第十一回第十一種優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

現行要項	変更案
<p>(ロ) 優先配当金の額 1株につき年<u>20,000</u>円</p> <p>(ハ) 優先中間配当金 会社は、定款第53条に定める中間配当を行うときは、第十一回第十一種優先株主または第十一回第十一種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者または普通株式の端株主に先立ち、上記(ロ)で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（以下「第十一回第十一種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(ニ) 非累積条項 ある事業年度において第十一回第十一種優先株主または第十一回第十一種優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(ホ) 非参加条項 第十一回第十一種優先株主または第十一回第十一種優先登録株式質権者に対しては、第十一回第十一種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(11) 残余財産の分配 会社は、残余財産の分配をするときは、第十一回第十一種優先株主または第十一回第十一種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者または普通株式の端株主に先立ち、第十一回第十一種優先株式1株につき<u>1,000,000</u>円を支払う。第十一回第十一種優先株主または第十一回第十一種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(14) 取得請求権</p> <p>(イ) 取得を請求し得べき期間 第十一回第十一種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。</p> <p>(ロ) 取得の条件 第十一回第十一種優先株主は、上記(イ)の期間中、会社が第十一回第十一種優先株式を取得するのと引換えに同優先株式1株につき下記(a)乃至(c)に定める取得価額により、下記(ハ)の算式により算出された数の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>(a) 当初取得価額 当初取得価額は、平成20年7月1日における普通株式の時価とする。ただし、当該価額が50,000円を下回る場合は、50,000円とする。上記「時価」とは、平成20年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は10</p>	<p>(ロ) 優先配当金の額 1株につき年<u>20</u>円</p> <p>(ハ) 優先中間配当金 会社は、定款第55条に定める中間配当を行うときは、第十一回第十一種優先株主または第十一回第十一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、上記(ロ)で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（以下「第十一回第十一種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(ニ) 非累積条項 (現行のとおり)</p> <p>(ホ) 非参加条項 (現行のとおり)</p> <p>(11) 残余財産の分配 会社は、残余財産の分配をするときは、第十一回第十一種優先株主または第十一回第十一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第十一回第十一種優先株式1株につき<u>1,000</u>円を支払う。第十一回第十一種優先株主または第十一回第十一種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(14) 取得請求権</p> <p>(イ) 取得を請求し得べき期間 (現行のとおり)</p> <p>(ロ) 取得の条件 (現行のとおり)</p> <p>(a) 当初取得価額 (現行のとおり)</p>

現行要項	変更案
<p>円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>(b) 取得価額の修正</p> <p>取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の60%に相当する金額（10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、下記(c)の調整を受ける。）または<u>50,000円</u>を下回るときは、その高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>10円</u>の位まで算出し、その<u>10円</u>の位を四捨五入する。</p> <p>(c) 取得価額の調整</p> <p>I 第十一回第十一種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、<u>10円</u>の位まで算出し、その<u>10円</u>の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{1}$ <p>(i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は取得価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。</p> <p>(ii) 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後取得価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する（自己株式を処分する場合を含む。）旨取締役会で決議する場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を</p>	<p>(b) 取得価額の修正</p> <p>取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の60%に相当する金額（10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、下記(c)の調整を受ける。）または<u>50円</u>を下回るときは、その高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>1銭</u>の位まで算出し、その<u>1銭</u>の位を四捨五入する。</p> <p>(c) 取得価額の調整</p> <p>I 第十一回第十一種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。取得価額調整式を用いる計算については、<u>1銭</u>の位まで算出し、その<u>1銭</u>の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{1}$ <p>(i) (現行のとおり)</p> <p>(ii) (現行のとおり)</p>

現行要項	変更案
<p>株式の分割または株式無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(iii) 普通株式の交付と引換えに取得を請求できる株式であって当該株式1株と引換えに交付される普通株式の数の算定にあたり当該株式1株の払込金額を取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって除する旨定められた株式または募集新株予約権の払込金額および当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合、調整後取得価額は、その証券（権利）の払込みもしくは割当日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額の取得と引換えに普通株式が交付またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込みもしくは割当日の翌日以降またはその基準日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される（下記（iv）も同様とする。）。</p>	<p>(iii) (現行のとおり)</p>
<p>(iv) 普通株式の交付と引換えに取得を請求することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、取得価額または新株予約権の行使価額が払込みもしくは割当日に決定されておらず払込みもしくは割当日以降の一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または募集新株予約権の払込金額および当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券（権利）の全額の取得と引換えに普通株式が交付またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。</p>	<p>(iv) (現行のとおり)</p>
<p>II 上記Iに掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額により変更される。</p>	<p>II (現行のとおり)</p>
<p>III 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上</p>	<p>III 取得価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上</p>

現行要項	変更案
<p>記 I (ii)ただし書きの場合には基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は<u>10 円</u>の位まで算出し、その<u>10 円</u>の位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、上記 I または II で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。</p> <p>IV 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における会社の発行済普通株式数とする。なお、処分される自己株式の数は取得価額調整式に使用する既発行普通株式数からは控除される。</p> <p>V 取得価額調整式に使用する 1 株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(i) I (i)の時価を下回る払込金額(または処分価額)をもって普通株式を発行(または自己株式を処分)する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)</p> <p>(ii) I (ii)の株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)は 0 円</p> <p>(iii) 普通株式の交付と引換えに取得を請求できる株式であって当該株式 1 株と引換えに交付される普通株式の数の算定にあたり当該株式 1 株の払込金額を I (iii)の時価を下回る価額をもって除する旨定められた株式または I (iii)で定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合は、当該取得価額または当該募集新株予約権の払込金額および当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額</p> <p>(iv) I (iv)の場合は、価額決定日に決定された取得価額または募集新株予約権の払込金額および当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額</p> <p>(ハ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>c 第十一回第十一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{第十一回第十一種優先株主が取得請求のために提出した第十一回第十一種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$ </p>	<p>記 I (ii)ただし書きの場合には基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は<u>1 銭</u>の位まで算出し、その<u>1 銭</u>の位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、上記 I または II で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。</p> <p>IV (現行のとおり)</p> <p>V (現行のとおり)</p> <p>(ハ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>c 第十一回第十一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{第十一回第十一種優先株主が取得請求のために提出した第十一回第十一種優先株式の数} \times 1,000}{\text{取得価額}}$ </p>

現行要項	変更案
<p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株の<u>1,000分の1の位</u>まで算出し、その<u>1,000分の1の位</u>を切り上げる。</p> <p>(ニ) 取得請求により発行する株式の内容 会社の普通株式</p> <p>(ホ) 取得請求受付場所 株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 同事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券 代行部 同取次所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店</p> <p>(ハ) 取得請求の効力の発生 取得請求の効力は、取得請求書および<u>第十一回第十一種優先株式の株券</u>が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。<u>ただし、第十一回第十一種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出は要しないものとする。</u></p>	<p>取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株の位まで算出し、その<u>1株の位</u>を切り上げる。</p> <p>(ニ) 取得請求により発行する株式の内容 (現行のとおり)</p> <p>(ホ) 取得請求受付場所 (現行のとおり)</p> <p>(ハ) 取得請求の効力の発生 取得請求の効力は、取得請求書が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。</p>
<p>(15) 一斉取得 会社は、平成28年6月30日までに取得請求のなかった第十一回第十一種優先株式を、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに第十一回第十一種優先株主に対して普通株式を交付する。この場合、第十一回第十一種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、<u>第十一回第十一種優先株式1株の払込金相当額</u>を、普通株式の時価で除して得られる数とする。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>10円</u>の位まで算出し、その<u>10円</u>の位を四捨五入する。この場合、当該時価が下限取得価額（ただし、その価額が<u>50,000円</u>を下回る場合は<u>50,000円</u>とする。）を下回るときは、<u>第十一回第十一種優先株式1株の払込金相当額</u>を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式の数を上限とする。ただし、取得価額が一斉取得日までに上記(14)(ロ)(c)により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。</p>	<p>(15) 一斉取得 会社は、平成28年6月30日までに取得請求のなかった第十一回第十一種優先株式を、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに第十一回第十一種優先株主に対して普通株式を交付する。この場合、第十一回第十一種優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、<u>1,000円</u>を、普通株式の時価で除して得られる数とする。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は<u>1銭</u>の位まで算出し、その<u>1銭</u>の位を四捨五入する。この場合、当該時価が下限取得価額（ただし、その価額が<u>50円</u>を下回る場合は<u>50円</u>とする。）を下回るときは、<u>1,000円</u>を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式の数を上限とする。ただし、取得価額が一斉取得日までに上記(14)(ロ)(c)により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>会社の第6期定時株主総会の決議に基づく変更（ただし、「取得請求権（ハ）取得請求の効力の発生」を除く。）については、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るた</u></p>

現行要項	変更案
	<p>めの社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「<u>決済合理化法</u>」という。)の施行日の前日に効力を生じ、「取得請求権 (ハ)取得請求の効力の発生」に係る変更については、<u>決済合理化法の施行日に効力を生ずる。</u></p> <p><u>本附則は、決済合理化法の施行日経過後、これを削除する。</u></p>
第十三回第十三種優先株式	
<p>(10) 優先配当金</p> <p>(イ) 第十三回第十三種優先配当金</p> <p>会社は、定款第52条に定める剰余金の配当を行うときは、第十三回第十三種優先株式を有する株主（以下「第十三回第十三種優先株主」という。）または第十三回第十三種優先株式の登録株式質権者（以下「第十三回第十三種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>、普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）または普通株式の端株主に</u>先立ち、第十三回第十三種優先株式 1株につき下記(ロ)に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「第十三回第十三種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記(ハ)に定める第十三回第十三種優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 優先配当金の額 1株につき年<u>30,000円</u></p> <p>(ハ) 優先中間配当金</p> <p>会社は、定款第53条に定める中間配当を行うときは、第十三回第十三種優先株主または第十三回第十三種優先登録株式質権者に対し、普通株主、<u>普通登録株式質権者または普通株式の端株主に</u>先立ち、上記(ロ)で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（以下「第十三回第十三種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(ニ) 非累積条項</p> <p>ある事業年度において第十三回第十三種優先株主または第十三回第十三種優先登録株式質権者に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(ホ) 非参加条項</p> <p>第十三回第十三種優先株主または第十三回第十三種優先登録株式質権者に対しては、第十三回第十三種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>(11) 残余財産の分配</p> <p>会社は、残余財産の分配をするときは、第十三回第十三種優先株主または第十三回第十三種優先登録株式質権者に対し、普通株主、<u>普通登録株式質権者または普通株</u></p>	<p>(10) 優先配当金</p> <p>(イ) 第十三回第十三種優先配当金</p> <p>会社は、定款第54条に定める剰余金の配当を行うときは、第十三回第十三種優先株式を有する株主（以下「第十三回第十三種優先株主」という。）または第十三回第十三種優先株式の登録株式質権者（以下「第十三回第十三種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に</u>先立ち、第十三回第十三種優先株式 1株につき下記(ロ)に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「第十三回第十三種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記(ハ)に定める第十三回第十三種優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(ロ) 優先配当金の額 1株につき年<u>30円</u></p> <p>(ハ) 優先中間配当金</p> <p>会社は、定款第55条に定める中間配当を行うときは、第十三回第十三種優先株主または第十三回第十三種優先登録株式質権者に対し、普通株主<u>または普通登録株式質権者に</u>先立ち、上記(ロ)で定める額の2分の1の金銭による剰余金の配当（以下「第十三回第十三種優先中間配当金」という。）を行う。</p> <p>(ニ) 非累積条項 (現行のとおり)</p> <p>(ホ) 非参加条項 (現行のとおり)</p> <p>(11) 残余財産の分配</p> <p>会社は、残余財産の分配をするときは、第十三回第十三種優先株主または第十三回第十三種優先登録株式質権者に対し、普通株主<u>または普通登録株式質権者に</u>先立ち、</p>

現行要項	変更案
<p>式の端株主に先立ち、第十三回第十三種優先株式 1 株につき1,000,000 円を支払う。第十三回第十三種優先株主または第十三回第十三種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(14) 取得条項</p> <p>会社は、平成 25 年 4 月 1 日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、第十三回第十三種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1 株につき1,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、第十三回第十三種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額とし、その計算は1円未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を四捨五入する。ただし、当該事業年度において第十三回第十三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第十三回第十三種優先株式 1 株につき1,000 円を支払う。第十三回第十三種優先株主または第十三回第十三種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p>(14) 取得条項</p> <p>会社は、平成 25 年 4 月 1 日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、第十三回第十三種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1 株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、第十三回第十三種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額とし、その計算は1円未満小数第四位まで算出し、その小数第四位を四捨五入する。ただし、当該事業年度において第十三回第十三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>附則</p> <p><u>会社の第 6 期定時株主総会の決議に基づく変更については、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行日の前日に効力を生ずる。</u></p> <p><u>本附則は、当該効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

以 上

この文書は、「定款等一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。